

## 東北地方太平洋沖地震における環境省の基本的対応方針について

平成23年3月16日

## 【生活を取り戻す】

我が国観測史上最大の地震となった東北地方太平洋沖地震による被害は極めて甚大であり、国を挙げての被災地の支援が不可欠である。環境省としても、被災地における安心できる生活の早急な回復を旨として全力を尽くす。

そのため、以下の基本的な対応方針の下、環境省の持つ関係府省・関係団体・企業・NGO等とのネットワーク、知見、施設を最大限に活用しながら取組を進める。

1. 被災地での避難生活におけるし尿や廃棄物の問題解決に向けて支援する。
2. 被災地における生活の回復を図っていく上で、災害廃棄物や海岸漂着物等の迅速な処理は大前提の条件となる。このため、環境省がもつあらゆるネットワークと連携して、その処理を支援する。
3. 被災地において安心して生活することができるように、大気、水質等のモニタリングをしっかりと行えるよう監視測定体制の整備を図る。
4. 被災地においても人とペットとが良好な関係で暮らしていくことができるよう、被災ペットに対するケアが適切に行われるための必要な支援を行う。
5. 上記支援を環境省として効率的かつ迅速に進めていくには、現地のニーズを的確に把握し、関係府省の地方機関や関係地方自治体と現場レベルで具体的な連携をとっていくことが不可欠である。早急に東北地方環境事務所に現地対策本部を設け、現地における環境省の体制を充実する。

(注) 今後、現地の状況に応じて、本方針は適宜見直される。

## 東日本大震災からの復興に向けた環境省の基本的対応方針

平成 23 年 5 月 18 日

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から 2 ヶ月が経過し、なお多くの被災者の方が避難所生活を余儀なくされながらも、生活の再建・復興に向けた動きが始まっている。環境省では、これまで災害廃棄物の処理への万全の支援などに全力を尽くしてきたところ、こうしたいわばマイナスをゼロに戻す取組に加え、被災地における本格的な復興にも積極的に貢献していく。その際は東北の特徴を活かした復興、及び社会・ライフスタイルの転換を図ることで災害に強く、環境負荷の低い地域を目指す。

1. マイナスの状態から、まっさらな状態（ゼロ）に戻すべく、少なくとも居住地等の近傍にある災害廃棄物を本年 8 月末を目途に概ね撤去する。また、適切な分別により、木質系廃棄物、コンクリートくず等の有効活用を推進する。このため、広域処理体制の整備とともに現場での処理の迅速化にも積極的に関与する。
2. 放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理方法を検討し、安全かつ適切な処理を進める。
3. 東北地方のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの大胆な導入を行う。また、ライフスタイルの転換による節電や災害に強い分散型エネルギーを整備することでエネルギー効率のよい東北を生み出す。
4. 東北の特徴を活かした新「三陸復興国立公園（仮）」への再編成を通して、水産業の振興、観光地としてのブランド化を目指し、地域再生の起爆剤とする。被災を記録・継承するための学びの場を設けるとともに、災害時の緊急避難場所・避難路となる「鎮魂の森」や「三陸海岸トレイル」を整備する。
5. 東北地方に立地する動脈産業と静脈産業をネットワーク化し、資源性廃棄物を徹底利用することで最先端の循環ビジネス拠点として再生する。
6. 5 月下旬から 6 月にかけて被災地における環境モニタリング調査を実施（福島県内の公共用水域及び地下水並びに海洋域においては、放射性物質のモニタリングも実施）するとともに、土壌汚染対策の支援等、健康被害・風評被害の防止へ貢献する。
7. 災害に強く、環境負荷の低いまちづくり（東北のエコタウン化）のため、公共施設等への設備導入や計画策定の支援等を行う。

## 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（概要）

## 1. はじめに

- ・ 災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたもの。

## 2. 処理推進体制

- ・ 国は、財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を実施。
- ・ 県は、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町村等との総合調整を行い、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。
- ・ 市町村は、県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施。

## 3. 処理に関する財政措置

- ・ 国庫補助率の嵩上げ等による財政措置を実施。
- ・ 廃棄物の処理方法や処理技術等に関する専門家の関与、可能な限り地元雇用を考慮しつつスピード及び効率性の観点を踏まえた発注、適正な予定価格の設定、広域処理の推進により、効率的執行を確保する。

## 4. 処理方法

- ・ 再生利用が可能なものは、極力再生利用する。
- ・ 広域処理は費用効率的となる場合があり、処理の選択肢を多くする観点から、促進を図る。
- ・ この他、廃棄物の種類別処理方法について記述。

## 5. スケジュール

## (1) 仮置場への移動

生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）：平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動

その他：平成24年3月末までを目途

## (2) 中間処理・最終処分

腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分

木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定

その他：平成26年3月末までを目途